

農林水産省国立研究開発法人審議会

第30回林野部会

林野庁

農林水産省国立研究開発法人審議会 第30回林野部会

日時：令和7年12月17日（水）

会場：農林水産省 第3特別会議室

時間：13：15～15：12

議 事 次 第

I. 開会

II. 議事

- 国立研究開発法人森林研究・整備機構の第6期中長期目標案について（目標案の説明、質疑応答）
- 国立研究開発法人森林研究・整備機構の第6期中長期目標に係る評価軸・評価の視点案について（評価軸・評価の視点の説明、質疑応答）

III. 閉会

午後1時15分 開会

○寺本研究指導課課長補佐

定刻となりましたので、農林水産省国立研究開発法人審議会第30回林野部会を開会いたします。

事務局、研究指導課の寺本と申します。

本日は御多用の中、貴重なお時間を頂戴し、ありがとうございます。

初めに、オンラインで御参加いただいております先生方、委員の皆様へのお願いです。御発言時以外はマイクをオフ、カメラはオンの状態で進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、開会に当たりまして、森林整備部長の齋藤健一より御挨拶申し上げます。

○齋藤森林整備部長

皆様、こんにちは。

本日は、国立研究開発法人審議会第30回の林野部会に、丹下部会長を始め委員、臨時委員、専門委員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、浅野理事長を始め森林研究・整備機構の皆様におかれましては、日頃より林野行政の推進に多方面で御協力を頂いておりますことを厚く御礼申し上げます。

本日は、議事次第にありますように、第6期中長期目標等について御審議を頂きます。

先の林野部会におきましては、森林研究・整備機構の第5期中長期目標期間における見込み評価、業務・組織全般の見直し等について、御意見、御助言を頂きました。

ちょうど今、林野庁では森林・林業基本計画の改定作業というのを行っております。現行の森林・林業基本計画は令和3年の6月に策定をしております、おおむね5年に1回見直しをするわけですが、来年の6月頃に向けて、まさにその基本計画の議論をしているさなかでございます。そういう中で、この森林研究・整備機構の第6期中長期目標、それを改定していくと、定めていくということになりますので、私どもとしても、林野庁がこれから進めていく政策としっかりと符合した、連動した取組をお願いできればというふうにも考えているところでございます。まさに今後の方向性を示す第6期中長期目標等について、私どもの方から説明をさせていただきますので、忌憚のない御意見、御助言をよろしくお願したいと思います。

終わりに、本日の第6期中長期目標の審議を通じまして、森林研究・整備機構のより一層の発展につながればと考えております。

以上、私からの御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○寺本研究指導課課長補佐

ありがとうございました。

本日の林野部会につきましては、委員等8名のうち、対面で6名、オンラインで2名御出席いただいておりますので、農林水産省国立研究開発法人審議会令第6条第1項の2で定める「委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席すること。」を満たし、成立しておりますことを事務局より御報告いたします。

続きまして、本日の出席者の御紹介ですが、お手元の議事次第等の出席者名簿及び配席図での確認をもちまして御紹介に代えさせていただきたいと思っておりますので、御了承願ひます。

配付資料の確認に移ります。

議事次第等の4ページ目、資料一覧に掲載された資料がお手元のタブレットで表示することができますので、御確認をお願いいたします。不足等がございましたら事務局までお知らせください。

オンラインで参加いただいております委員の皆様は、メールで送付いたしました本日の資料一式を御確認ください。不足等がございましたら、チャットでお知らせいただければ、事務局からメールで再送いたします。よろしくお願ひいたします。

本日の議事につきましては、後日、事務局において議事録にまとめた後、委員等皆様に御確認いただいた上で、農林水産省のホームページにて公開いたします。

それでは、丹下部会長に以後の議事を進めていただきたいと思います。丹下部会長、よろしくお願ひいたします。

○丹下部会長

承知いたしました。

座長を務めさせていただきます丹下と申します。よろしくお願ひいたします。

本日の議題は、次第にありますとおり、国立研究開発法人森林研究・整備機構の第6期中長期目標案についてと、第6期中長期目標に係る評価軸・評価の視点案についてとなっております。

初めに、農林水産大臣からの諮問文を研究指導課長に代読いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○松本研究指導課長

研究指導課長、松本でございます。よろしくお願いたします。

それでは、資料1を御覧ください。

農林水産省国立研究開発法人審議会会長、中嶋康博殿。

農林水産大臣、鈴木憲和。

国立研究開発法人森林研究・整備機構が達成すべき業務に関する目標（中長期目標）（案）について（諮問）。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の4第4項の規定に基づき、別添「国立研究開発法人森林研究・整備機構 第6期中長期目標（案）」について貴審議会の意見を求める。

よろしくお願いたします。

○丹下部会長

ありがとうございました。

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

農林水産省国立研究開発法人審議会令第5条第6項で、「審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。」と規定されておりますので、本林野部会での議決をもって審議会での議決とさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いたします。

それでは審議に入りますが、本日の林野部会は15時までとなっております。議事次第等の5ページ目に当日の流れがありまして、およそ14時半をめどに、まず説明を頂きたいと思ひます。よろしくお願いたします。

○松本研究指導課長

それでは、私の方から、資料の2、国立研究開発法人第6期中長期目標案と、資料3、国立研究開発法人森林研究・整備機構の第6期中長期目標に係る評価軸・評価の視点について御説明をさせていただきます。

説明に当たりましては、森林機構の3業務であります研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務について、それぞれ担当の課長から御説明させていただきます。また、業務の連携の実施など、共通的な業務につきまして私から御説明をさせていただきます。

なお、中長期目標と評価軸・評価の視点は密接に関係しておりますので、資料2と3を交互に説明させていただこうと思っております。よろしく願いいたします。

さて、中長期目標でございますけれども、独立行政法人通則法の35条の4の規定に基づき主務大臣が定めるものでございますが、その項目につきましては、お手元の参考資料の3に法律の抜粋を付けておりますとおり、5点の項目を定めることになってございます。中長期目標の期間、研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項、業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項、その他業務運営に関する重要事項となっております。これに基づき作成しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元資料の2を御覧ください。

まず、1ページ目でございます。

主務大臣が中長期目標を定めるに当たりましては、総務大臣が決定しています独立行政法人の目標作成に関する指針の中で、中長期目標の冒頭に、政策体系における法人の位置付け及び役割といった、法人全体を総括するような内容、章を設けるとされております。それに従って第1の項目を書いております。1ページ目から4ページ目が「第1 政策体系における法人の位置付け及び役割」としております。

まず1点目、政策体系における森林研究・整備機構の位置付け及び同機構を取り巻く状況と、2の第6中長期目標における森林機構の取組方針を御説明いたします。

(1)の法人の位置付け及び役割でございますが、17行目から記載していますとおり、森林機構は、国立研究開発法人森林研究・整備機構法により、森林及び林業に関する試験研究、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵養するための森林の造成等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資すること及び森林保険を効率的かつ効果的に行うことを目的とし、その使命・役割を果たすため、森林及び林業に関する試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵養するための森林の造成、森林保険等の業務を行うことと位置付けられております。

(2)法人のこれまでの取組でございますが、39行目から記載していますとおり、第5期中長期目標期間におきまして、研究開発業務の環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向け

た研究開発、森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発、多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種の三つの重点課題及び水源林造成業務、森林保険業務等を一定の事業のまとまりとして効率的なマネジメントを行い、業務の総合的・効果的な実施に取り組んでまいりました。

また、2ページの28行目から記載してございますけれども、水源林造成業務を通じた特定苗木等の社会実装や、生物多様性へのニーズの高まりに対応した保持林業の現地実証、研究開発業務と森林保険業務のプロジェクトによる森林災害に係るリスク評価など、研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務の連携により、機構全体として、森林資源の循環利用に向けた林業の成長産業化及び森林の公益的機能の発揮、山村の活性化、花粉発生源対策等、国の重要な施策や社会的ニーズに貢献をしてきた点をまとめています。

さらに、同じページの34行目から記載しておりますけれども、期間中に発生した甚大な災害においては、異なる業務を包括する法人としての強みを活かし、発生時の災害状況の調査やエビデンスに基づく情報発信、被災森林の早期復旧等に貢献したほか、災害予防、気象害に対するセーフティネットとしての森林保険など、各業務が有する能力を機動的に投じ、研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務という異なるアプローチで有機的に業務を遂行し、法人として使命を果たしてきたということをまとめてございます。

3ページを御覧ください。

法人を取り巻く環境でございますが、先般御意見を頂きました業務・組織全般の見直しでもまとめていただいておりますけれども、例えば人工林の6割は利用期を迎えているということ、建築用材等の木材自給率が令和5年には5割に達したこと、山村における人口減少や高齢化の進行、自然豊かな山村への関心の高まり、気候変動による災害の激甚化・頻発化といった変化が生じている中で、また、中長期的な森林吸収量の確保や2050年ネット・ゼロの実現、森林の整備・保全を通じた生物多様性の保全、森林資源の循環利用の推進、労働安全の確保、デジタル技術の開発・実装などが求められているということが挙げられると考えております。

4ページを御覧ください。

林野庁におきましては、先ほど部長の挨拶にもありましたとおり、現在、森林・林業基本計画について、来年の6月頃を目途に、変更のための検討を進めております。

27行目ですけれども、2の第6期中長期目標における森林機構の取組方針としましては、令和8年度から始まる新たな中長期目標期間の中で、森林・林業基本法、森林・林業基本計画等が目指す政策の方向性を踏まえ、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国

唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成、森林保険という性質の異なる三つの業務を包括する森林機構として、取り巻く環境の変化を勘案し、国や地方公共団体、他の独立行政法人、産業界など幅広い関係機関と密接に連携をしながら、業務を総合的・効果的に実施し、国の政策上の課題解決や社会的要請等に積極的に貢献していくことを通じて法人の使命・役割を果たすため、第3の部分で、研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項について特に重視して業務を行い、評価及び必要な改善を着実にを行うこととしております。

続きまして、第2の中長期目標の期間でございます。同じく4ページの38行目からになります。

中長期目標の期間につきましては、通則法第35条の規定に従い、5年から7年の間で設定することとしております。今後、総務省独立行政法人評価制度委員会での審議や財務大臣との協議などを経て決定することとなりますので、今回公表を予定しております現時点の研発審の資料におきましては、期間については「令和8年4月1日から令和〇年3月31日までの〇年間とする。」という表現にさせていただいておりますが、他の項目と同様に委員の皆様から御意見を頂戴したいと思っております。よろしくお願いたします。

次に、5ページを御覧ください。

第3、研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項について御説明をいたします。

森林機構は、法人の位置付け及び役割を果たすため、研究開発業務の各重点課題、それから、水源林造成業務、森林保険業務、特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務をそれぞれの一定の事業のまとめりとしております。

まず、1の研究開発業務について御説明をいたします。資料5ページの7行目からになります。

研究開発業務は、森林・林業・木材産業及び林木育種に関する研究開発を総合的、網羅的に推進しつつ、国土の保全、地球温暖化防止、生物多様性保全等の森林の有する多面的機能の高度発揮や、林業・木材産業の持続的発展等、法人を取り巻く環境で御説明した情勢を勘案し、次期森林・林業基本計画の検討状況も踏まえ、三つの重点課題を設定しております。

少し飛ばして、資料6ページの16行目を御覧ください。

三つの重点課題、研究開発業務の重点課題として、17行目から3点挙げてございます。まずAとして、環境変動対策の高度化と森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発、Bとして林業

の持続的かつ健全な発展と木質資源の高度利用のための研究開発、Cとして多様で持続的な森林資源の造成・利用に貢献する林木育種、この三つを重点課題として設定しております。

まず、重点課題Aの環境変動対策の高度化と森林の多面的機能発揮に向けた研究開発について、御説明をいたします。

近年の極端な気象現象による災害の激甚化・頻発化を始め、令和6年の能登半島地震や令和7年の大船渡市における林野火災など、災害の様態が変化する中、森林機構に対して、地球温暖化の緩和策や適応策の高度化への期待、貢献に期待が高まっているところでございます。

また、我が国においても、2030年ネイチャーポジティブを目指す生物多様性国家戦略2023-2030において、森林の整備・保全を通じた生物多様性の保全や、生物多様性に配慮した林業と国内森林資源の活用による貢献が位置付けられたところでございます。

さらに、東日本大震災からおよそ15年が経過したものの、帰還困難区域などの原子力災害の影響を受けた森林・林業の再生に向けた取組が国として重要な責務となっているところです。

7ページを御覧ください。

こうした課題の解決に貢献するため、戦略課題を二つ設定しております。まず、Aの1として、森林の環境保全・調整機能の強化に向けた研究開発、Aの2として、森林の生物多様性の評価と保全に向けた研究開発でございます。森林の多面的機能を物理化学的側面と生物多様性の側面から高度に発揮させることで、森林を活用した国内外の環境変動問題の解決に資する研究開発を推進することとしております。

8行目以降、それぞれの戦略課題について御説明をいたします。

まずA1、森林の環境保全・調整機能の強化に向けた研究開発でございます。

この中では、環境変動要因に対する森林機能の評価、リスク軽減技術の開発、生産量や炭素蓄積量の評価、将来リスク予測技術の高度化、ネット・ゼロに向け吸収源機能を強化する手法の開発、環境変動や森林施業が水源涵養や水質浄化などの森林の多面的機能に及ぼす影響評価及び予測技術の開発、原子力災害の影響を受けた地域の森林・林業の再生に向け放射性物質の動態と濃度の予測技術の開発、災害メカニズムの解明、災害対応技術及びリスク軽減技術の高度化に取り組むこととしております。

このうち、原子力災害の影響を受けた地域の森林・林業の再生に向け放射性物質の動態と濃度の予測技術の開発につきましては、国の重要施策でございます福島等の森林・林業・木材産業の再生に貢献する課題であり、極めて重要度が高いということから、重要度を高に設定しております。

次に、戦略課題のA2です。森林の生物多様性の評価と保全に向けた研究開発でございます。30行目からになります。

こちらでは、森林の生物多様性の評価手法の開発、保全策の高度化、環境変動による森林生物及び生物多様性への影響の解明、環境変動の影響を軽減する森林管理手法の開発、人獣共通感染症の感染リスクや新たな侵略的外来種の侵入リスクの評価及び侵入初期における分布拡大抑制のための対応手法の開発に取り組むこととしております。

このうち、人獣共通感染症の感染リスクや新たな侵略的外来種の侵入リスクの評価及び侵入初期における分布拡大抑制のための対応手法の開発につきましては、侵略的外来種の侵入初期は分布情報が不十分かつ偏りがあるため、これらの問題を考慮した解析に基づく対応手法の開発が必要であり、困難度が高いと認められることから、困難度を高と設定しております。

次に、8ページを御覧ください。

重点課題B、林業の持続的かつ健全な発展と木質資源の高度利用のための研究開発について、御説明をいたします。

我が国の人工林の多くが本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源を持続的に利用するため、森林機構に対し、林業・木材産業の人材不足に対応した効率的な木材生産や、木材及び特用林産物の更なる付加価値向上のための技術開発が必要でございます。

令和3年10月には脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律が施行され、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大されることになり、より一層の木材利用の促進が求められております。

さらに、労働生産性の低さや労働災害発生率の高さといった林業特有の課題を克服し、林業の成長産業化や、木質系新素材等の従来の木材産業の枠を超えた新たな価値の創出に取り組んでいく必要がございます。

こうした課題の解決に貢献するため、戦略課題を四つ設定しております。まず、Bの1として、森林資源の持続的利用と山村の活性化のための研究開発。Bの2として、森林病虫獣害防除技術と森林微生物資源の高度利用技術に資する研究開発。Bの3として、木材の高度利用に向けた研究開発。Bの4として、木質バイオマスを持続的・総合的に利用するための研究開発を設定しております。我が国の森林資源を最大限に活用した持続的な林業・木材産業の実現、山村地域の活性化及び国民生活の向上に貢献する研究開発を推進することとしております。

続いて、それぞれの戦略課題について御説明をいたします。

まず、8ページの22行目からになります。Bの1、森林資源の持続的利用と山村の活性化の

ための研究開発におきましては、人口減少や国内木材需要の縮小が山村や林業経営に与える影響の解明、持続的な木材生産が可能な林業適地選定の技術開発、造林コスト低減技術の高度化と針広混交林への誘導指針の提示、A I ・ロボット技術の活用等による林業作業の自動化と安全対策技術の高度化、森林の長期的な成長特性の解明と森林情報技術の高度化及び森林空間利用が人々のウェルビーイングにもたらす効果の解明に取り組むこととしております。

このうち、持続的な木材生産が可能な林業適地選定の技術開発につきましては、人工林の6割が利用期を迎える一方で林業従事者が減少しており、持続的な木材生産が可能な林業適地の選定技術の開発は、森林・林業基本法の基本理念であります森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展の実現に向けて極めて重要度が高いことから、重要度を高としております。

また、9ページの1行目に記載していますとおり、A I ・ロボット技術の活用等による林業作業の自動化と安全対策技術の高度化につきましては、作業環境の多様性が高く、また、通信環境が脆弱な林業現場におけるA I ・ロボット技術の活用は、多数の技術的課題を解決する必要があり、極めて困難度が高いことから、困難度を高としております。

続きまして、4行目からでございます。戦略課題Bの2、森林病虫獣害防除技術と森林微生物資源の高度利用技術に関する研究開発でございます。

この戦略課題におきましては、外来種を含む森林病虫害や獣害に対する管理手法の開発、病虫害が国外に逸出するリスクの緩和手法の開発、食用きのこ類等の森林微生物資源の高度利用技術の開発、花粉飛散防止技術の開発に取り組むこととしております。

このうち、病虫害が国外に逸出するリスクの緩和手法の開発につきましては、日本の固有種であるスギ・ヒノキの輸出に向け、安全性の高い収穫時期の特定や熱処理効果の評価といった国際基準等への適用に新たに対応する必要があり、困難度が極めて高いと認められることから、困難度を高としております。

また、花粉飛散防止技術の開発につきましては、実験室・ほ場レベルでの効果が実証された技術の現場実証を行う必要がございます。技術開発の難しさ、社会的コスト、環境安全性の検証といった複数の課題があるため、極めて困難度が高いと認められることから、困難度を高としております。

次に、21行目からになります。戦略課題Bの3、木材の高度利用に向けた研究開発でございます。

この課題におきましては、A I 等の活用による木材特性の非破壊評価技術の高度化、生育環

境等と木材特性の関係性解明による効率的な木材選別・加工技術の開発、超厚合板等の新たな木質材料の社会実装に向けた研究開発、木材・木質材料や木質構造の性能評価や維持管理技術の高度化、耐久性等の性能付与や環境性能評価等による木材・木質材料の付加価値向上に資する研究開発に取り組むこととしております。

このうち、A I等の活用による木材特性の非破壊評価技術の高度化につきましては、多くの木材加工工場が供給力強化や生産性向上の課題に直面する中、品質・性能の確かな木材製品の生産性向上につながるA I等を活用した非破壊評価技術の高度化は、国産材製品の安定供給に向けた課題の解決に貢献し、森林資源の循環利用に資するものであり、極めて重要度が高いことから、重要度を高としております。

また、超厚合板等の新たな木質材料の社会実装に向けた研究開発につきましては、非住宅・中大規模建築物等への木材利活用拡大に向けて、大空間を安定的に支えるため、新たな木質材料にこれまでより高い強度性能や耐火性能を付与する技術を開発する必要があり、極めて困難度が高いと認められることから、困難度を高としております。

次に、9ページの40行目からになります。が、戦略課題Bの4、木質バイオマスを持続的・総合的に利用するための研究開発についてでございます。

おめくりいただいて10ページになりますけれども、この研究課題におきましては、木質バイオマス燃料の高品質化・低コスト化・エネルギー生産の安定化に関する技術開発、未利用・低質な木質バイオマス原料のマテリアル利用技術及び木質系新素材の産業利用に向けた製造技術の開発、高付加価値化につながる「木の酒」生産技術の開発に取り組むこととしております。

このうち、木質バイオマス燃料の高品質化・低コスト化、エネルギー生産の安定化に関する技術開発につきましては、燃料品質の均一化、早生樹等の選定・栽培技術の確立、低コスト化などの多くの課題が残されており、極めて困難度が高いと認められることから、困難度を高としております。

また、未利用・低質な木質バイオマス原料のマテリアル利用技術及び木質系新素材の産業利用に向けた製造技術の開発につきましても、未利用・低質なバイオマスは木部に比べ不均質性が多いことに加え、木質系新素材の産業利用に向けた研究開発は、世界的に見ても先行研究による取組は少なく、産業利用に向けた安定的な生産技術開発や低コスト化には課題が多く残っており、極めて困難度が高いと認められることから、困難度を高としております。

さらに、高付加価値化につながる「木の酒」生産技術の開発につきましても、「木の酒」を産業として成立させるために、生産コストに見合う高付加価値化が必要であることに加え、世

界初となる技術開発であるために極めて困難度が高いと認められることから、困難度を高としております。

続いて、21行目からになります。重点課題C、多様で持続的な森林資源の造成・利用に貢献する林木育種について、御説明をいたします。

我が国の森林資源の現況を見ると、令和4年時点で人工林の6割が51年生以上の利用期を迎え、令和14年には人工林の8割が利用期を迎える見込みとなっております。今後、主伐が全国に広がる可能性が高まる中、森林機構に対して、森林の有する多面的機能の維持・増進及び林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に向け、国の政策や地域の課題等に応じ、林木育種の分野から迅速に貢献する重要性が一層高まっております。

第6期中長期目標期間におきましては、特に花粉発生源対策、地球温暖化対策、生物多様性保全、再造林の省力化等、重要な国の政策や地域の課題等の解決に迅速に対応するため、二つの戦術課題を設定しております。一つ目がCの1、林木育種基盤の充実と形質評価技術の高度化、二つ目がCの2、優良品種等の開発・普及及び技術指導でございます。林木育種基盤の充実、育成技術の高度化、優良品種の開発、原種苗木の生産・普及及びそれに伴う技術指導を始めとする林木育種を推進することとしております。

10ページの35行目からになりますが、戦略課題Cの1、林木育種基盤の充実と形質評価技術の高度化では、森林の有する多面的機能の発揮や林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に貢献し、地球温暖化対策、生物多様性保全等、国の重要な政策や社会的要請に迅速に対応するため、希少な遺伝資源や多様な遺伝的変異を持つ林木遺伝資源の収集、ゲノム情報の拡充やエリートツリーの開発など、林木育種基盤の更なる充実に取り組むほか、AIを含むデジタル技術の活用によるスマート育種技術の導入、バイオテクノロジーを活用した育種技術の開発を進め、育種技術の高度化を図ることとしております。

11ページの4行目に記載してありますとおり、この中で、希少な遺伝資源や多様な遺伝的変異を持つ素材を確保し、林木育種基盤の充実につきましては、森林の有する多面的機能の発揮や、林業・木材産業の持続的かつ健全な発展、国の重要な政策や社会的要請に対し、将来にわたり林木育種分野から迅速に貢献する上で根幹をなすものでございます。極めて重要度が高いことから、重要度を高と設定しております。

次に、10行目からの戦略課題Cの2、優良品種等の開発・普及及び技術指導でございます。

この戦略課題におきましては、花粉発生源対策、気候変動適応、再造林の省力化等、国の重要な政策や地域の課題に応える優良品種の開発、第5期に引き続き特定母樹の拡充、こうした

優良品種や特定母樹を早期に普及させるため都道府県等の要望に応じた計画的な原種の配布、より高品質な林業用種苗生産に必要な都道府県採種圃の改良等に貢献する特定母樹等の特性表の作成・公表、採種圃の造成や林木育種等に関する技術指導、海外からの研修・指導依頼等への対応に取り組むこととしております。

このうち、優良品種を開発及び特定母樹の拡充と、都道府県等の要望に応じた計画的な原種の配布につきましては、今後、主伐・再造林が全国に広がることが予測される中、優良な品種の開発や特定母樹の拡充を進め、特定母樹等都道府県の採種圃の造成や改良に必要な不可欠な原種を都道府県等の要望に応じ、確実に配布する必要があります。森林資源の循環利用の推進の鍵となる林業適地への再造林実施において、花粉発生源対策、気候変動対策、再造林の省力化等、国の重要な政策や地域の課題に直接的に貢献するものであり、極めて重要度が高いことから、重要度を高としております。

続いて、評価軸・評価指標について御説明をいたします。

資料ですが、まず、2の6ページにお戻りください。

中段、「重点課題」の直下にあります21行目でございます。「研究課題の評価については、別途定める評価軸及び指標等に基づき、外部有識者等の意見も踏まえ、法人自ら厳格に実施するとともに、評価結果に基づき、研究の進捗状況、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行う。」ということを明記してございます。

ここで記載しています評価軸・評価指標については、資料の3にまとめてございます。資料3の「国立研究開発法人森林研究・整備機構の第6期中長期目標に係る評価軸・評価の視点(案)」を御覧ください。

事前の説明でお送りさせていただいています事前送付資料の3には、第5期中長期目標との比較も掲載しておりますので、適宜御参照いただければと思います。

資料の3の1ページ目になります。

左側、研究開発業務につきまして、三つの重点課題に共通する三つの評価軸を定めております。

表の中央の列になりますけれども、まず、評価軸の1として、取組又は成果は国の政策や社会的ニーズを反映しているか。評価軸の2として、取組及び成果は行政施策等へ貢献し、社会問題解決を支える科学的エビデンスの提供と社会還元に取り組んでいるか。評価軸の3として、研究開発成果の最大化のための連携等の取組がなされているかということを設定しております。これらはいずれも第5期中長期目標の際の評価軸・評価の視点として設定したものでござい

ます。いずれも大変に重要な評価軸と考えております。第6期も継続していくということで、同じ内容になっております。

同様に、右側の列にあります評価指標、モニタリング指標におきましても、研究開発業務につきましては第5期から大きな変更はございません。用語の統一といった軽微な変更のみとなります。

それでは、資料の2の5ページにお戻りください。12行目からの記載でございますけれども、研究開発業務につきましては、先ほど御説明いたしましたA、B、C、三つの重点課題を設定し、実施をしていくことのほかに、森林・林業・木材産業におけるデジタルトランスフォーメーション推進に貢献するため、重点課題の下に設定する戦略課題において、林業作業の自動化・安全対策、木材製品の品質・性能の高度化、林木育種の高度化など、AIやビッグデータの活用を進めるということの中長期目標に位置付けております。

また、その下の段落になりますけれども、森林・林業に関する試験研究や技術開発には、長期にわたるデータの蓄積や豊富な実績を必要とする特殊性がございます。森林・林業・木材産業と林業育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関として、将来のイノベーションにつながる技術シーズの創出を目指すために重要な基礎研究や継続性が重視される基盤的研究、林木育種基盤の充実等についても、適切なマネジメントの下、着実に推進することとしております。

これらの記述につきましては、第5期に開催しました国立研究開発法人審議会林野部会におきまして委員の皆様から、森林機構の使命・役割として、何度もその重要性について御意見を頂いておりました。この部分を第6期の目標にしっかり明文化させていただいたところがございます。

なお、その下、26行目からあります研究開発成果の最大化のための連携の推進、それに、6ページの1行目からあります(2)研究開発成果の社会還元と知的財産等の管理・活用につきましては、記載のとおりでございます。

研究開発業務につきましては以上になります。

○諏訪整備課長

続きまして、資料11ページ中段ほどにございます水源林造成業務について、私、森林整備課長の諏訪でございますが、内容について説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

水源林造成業務につきましては、28行目から書いておりますとおり、災害などを背景といたしまして、流域保全等における役割への期待の高まりを踏まえ、森林整備の公的实施主体の一つとして、関係機関と連携を取りながら次の業務について取り組むということで、3点ほどまとめさせていただいております。一つ目が、(1)のところでございますが、森林の有する公益的機能の持続的な発揮に向けた森林整備。二つ目が、12ページにございますが、(2)にある効率的・効果的な事業の実施。3点目が地域への貢献。この3点について取り組むこととしております。この各項目につきましては、内容は第5期から大きな違いはございませんけれども、世の中のいろいろな状況がございますので、そういうことも踏まえまして取組内容を端的に表現する項目名に変更しているところでございます。

続きまして、個別の内容について、説明させていただきます。

11ページの32行目、(1)のところでございますが、こちらの方につきましては、流域保全の取組を強化するという観点から流域治水とかございますが、そういうものとの連携を図りながら、水源涵養機能等の強化を図る重要性が高い流域内につきましては、森林整備を行っていきたいと思っております。

具体的には、大きくまとめますと、長伐期や伐採面積を縮小・分散するといった施業方法をやっていくとか、若しくは、針広混交林でありますとか面的複層林という形で、多様な森林整備に取り組むということが一つ。また、39行目の「また」以降書いてありますが、既契約地周辺の森林整備にも一層取り組んでいきたいと考えてございます。

続きまして、12ページ目のところ、(2)でございます。

こちらにつきましては、先ほど基本計画の話もございましたが、森林・林業を取り巻く環境の変化を踏まえまして、造林作業の省力化でありますとか生物多様性の保全への配慮、花粉発生源対策、こういうことについて森林整備技術の一層の高度化を図っていきたくて考えておりますとともに、一般管理費の節減等に最大限に努めることで、必要な森林整備を確実に実施していきたいというふうに記載させていただいております。また、利用期を迎える造林地が増加しておりますので、需要動向を踏まえつつ、森林資源の循環利用についても推進していきたいと思っております。

また、(3)につきましては、森林整備センターで業務実施しておりますが、森林整備に関する技術や知見の蓄積がございますので、こういうものを活かしまして、公的な法人として地域への貢献に取り組むということで考えてございます。

続きまして、これに関連します評価の視点でございます。

資料につきましては、資料3の3ページ目の中段を御覧いただければと思います。

そちらの方に、水源林造成業務の先ほど申しあげました三つの項目について、それぞれ評価の視点と評価指標を記載させていただいております。

一つ目の（1）の森林整備の部分につきましては、評価の視点で四つ書いております。また、評価指標についても四つ書いておりますが、こちらにつきましては、先ほど申しあげました多様な森林を進めるという観点で、まとめてございます。一つ目が、やはり長伐期化ということで、契約地における長伐期施業の契約割合を高めていきたいということでありますとか、若しくは、針広混交林化ということで、新規契約地において針広混交林の造成割合を掲げております。もう一つが複層林という形で、これは人工林の関係になってきますが、面的な複層林という形で、既契約地を進めていきたいと思っております。また、先ほど申しあげましたとおり、契約地の周辺での森林整備についても併せて取り組んでいきたいということでございます。

また、（2）の効率的・効果的な事業の実施につきましては、評価の視点を二つ掲げておりまして、一つ目の森林整備技術の高度化につきましては評価指標を三つ掲げております。先ほど申しあげましたことと重なりますが、造林作業の省力化でありますとか保持林業。保持林業というのは、伐採をするときに、広葉樹とかを残しながらやっていく林業。こういうこともしっかり取り組んでいきたいと思っております。また、花粉発生源対策ということで、花粉の少ない苗木をしっかりと使っていく。そういうものを書いております。評価の視点2については、循環利用ということで、素材、丸太換算で、総販売材積について評価指標ということで書いております。

また、地域への貢献につきましては、二つほど評価指標を書いておりまして、先ほど申しあげました技術の知見というもの活かしまして、検討会でありますとか出張教室というものをやってくればと考えております。なお、現行の目標では災害への対応についても書いてございましたが、当然これはやってはいくわけですけれども、指標として掲げて、あらかじめ予見した形で災害への対応を何件などというのは、どうなのかなと思ひまして、指標から落としていくところでございます。

以上でございます。

○土居計画課長

続きまして、計画課長の土居から、森林保険業務について御説明をいたします。

資料の2の中長期目標の方に戻っていただきまして、12ページの15行目を御覧ください。3

の森林保険業務というところからです。

森林保険業務についてですが、この16行目以降にありますとおり、林業経営の安定と被災後の再造林の促進を通じまして、持続的な林業経営や森林資源の循環利用の確立といった政策目標に寄与するため、業務の効率的・効果的な実施を図りまして、被保険者サービスの向上や制度の普及と加入促進を一層強化するとともに、保険運営の安定性・健全性の確保が図られるよう、目標を設定したいと考えております。

それでは、各項目の内容と、それに対する評価指標などについて御説明をいたします。

まず、(1) 被保険者へのサービス向上です。

必要な人材の確保や業務実施体制の強化、そして、これまでに取り組まれてきた電子化や事務改善、ドローンの活用などを基盤といたしましてさらにデジタル技術の利活用も行いながら、手続の効率化や迅速な保険金の支払いのための取組を推進し、サービスの向上を図ることとしております。

このうち、保険金の支払いにつきましては、第5期には、損害発生通知から現地調査の終了までの期間、これについて一定の短縮が図られましたので、次の第6期においては、損害発生通知から支払いまでの期間の短縮を図ることとしてと考えております。

次に、(2) 制度の普及と加入促進です。

森林所有者ほかへの普及活動といたしまして、第5期に開設された公式SNSなども含め、多様なメディアや機会を積極的に活用して情報発信の充実を図るとしております。

また、加入促進活動ですけれども、持続的な林業経営の確立といった観点から、第6期は、災害リスクの高いI 齢級の加入でございますとか、契約継続率の確保、こうしたことに重点を置いて効果的に取り組むこととし、計画に基づく持続的な林業経営に資する保険加入の促進も進めていくとしております。

さらに、業務委託先であります森林組合系統において、例えば研修を通じた知識・ノウハウの習得の促進や優良事例の横展開などの取組により、更なる能力向上を図ることを掲げております。

三つ目の(3)の保険運営の安定性・健全性の確保です。

第5期の項目では、「引受条件」と「内部ガバナンスの高度化」と二つに分けておりましたが、それぞれの内容を踏襲しながら両項目を統合いたしまして、13ページ1行目の最後の方からになりますが、引受条件の適切な見直しを通じた運営の安定でありますとか、外部有識者委員会による財務状況やリスク管理の点検など、こうした取組が保険運営の安定性・健全

性の確保という観点から一体的・効果的に行われることを目指すものでございます。

続いて、評価軸・評価の視点に関して、資料の3の方に移っていただきまして、4ページの一番上に3の森林保険業務とありますので、こちらを御覧いただけますでしょうか。

森林保険業務の評価の視点、評価指標については、基本的には第5期の内容を踏襲しまして、目標に対応するように設定しておりますけれども、見直しを行いました点について中心に御説明をいたします。

(1)の被保険者へのサービス向上ですけれども、先ほども若干触れましたけれども、迅速な保険金の支払いに関する期間短縮の項目を見直しまして、損害発生通知書の受理日から保険金支払日までの当期の平均日数を評価指標に設定いたしまして、第5期の平均日数を基準値として、各年度の評価の際にはそれを参考にしたいと考えております。

二つ目に、(2)制度の普及と加入促進です。

評価指標の上から三つの項目ですけれども、普及そして加入促進、業務委託先の能力向上に係る取組について、ここに評価指標を示しておりますが、評価の仕方としては、法人の自主性や自律性を発揮していただき、実施回数などといったものだけではなく、質的な側面も評価できるように、取組状況という形で評価指標としたいと考えております。そのうち、定量的な評価指標としては、これも先ほど触れましたけれども、I 年齢級の加入面積と契約継続率を項目として設定しております。なお、この項目に関しては、目標・計画に合わせて法人が策定・公表する活動計画において年度ごとの実施目標を設定すること、そして、その旨が中長期計画に盛り込まれる予定であることを申し添えたいと思います。

そして三つ目、(3)の保険運営の安定性・健全性の確保につきましては、第5期と同様の評価指標を維持した上で、統合して評価を行いたいと考えております。

以上です。

○諏訪整備課長

続きまして、13ページの8行目のところ です。

4の特定中山間保全整備事業など完了した事業の債権債務管理業務についてでございます。

こちらにつきましては、かつて実施されていた事業に係ります負担金などの債権債務につきまして徴収及び償還業務を行っておりますので、そちらを確実に行うということで、第5期からの継続で記載させていただいております。

続きまして、これに関連いたします評価の視点につきましては、資料3の4ページ中段ほど

のところに書いております。

評価の視点は、先ほど申し上げました債権債務管理が適切に行われているかという形でございまして、評価指標としては、林道事業に係ります負担金等の徴収率と、特定中山間保全整備事業等の負担金に係ります徴収率という形で、二つの評価指標を掲げているところでございます。

以上でございます。

○松本研究指導課長

研究指導課長でございます。

お手元資料、資料の2にお戻りいただきまして、13ページの12行目を御覧ください。5の研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の推進について御説明いたします。

第5期中長期目標期間におきまして、法人の強みである業務間の連携を推進し、先端技術の活用によるスマート林業の実証試験、林木育種で開発したエリートツリー等の植栽試験、森林災害に係るリスク評価等に取り組んできた経験を活かし、第6期中長期目標期間におきましても、社会的ニーズの高い課題解決に向けた相乗効果の発揮を図ることとしております。第5期におきましては、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の強化を目標にしておりましたが、第6期におきましては、社会的ニーズの高い課題の解決に向けた相乗効果の発揮という連携を推進していくフェーズに移行したいということで考えております。

資料の3の4ページを御覧ください。

中段やや下の、5の研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の推進に係る評価の視点でございます。評価の視点としましては、業務間の連携による取組を推進しているか。また、評価指標につきましては、第5期の業務間連携推進の取組状況に加えまして、新たにプロジェクト等の進捗状況というものを設定しているところでございます。

続きまして、また資料の2にお戻りいただきまして、13ページの18行目を御覧ください。第4の業務運営の効率化に関する事項について御説明をいたします。

まず一つ目、一般管理費等の削減でございます。

この項目につきましては、今後、総務省独立行政法人評価制度委員会での審議や財務大臣との協議などを経て決定になりますので、本日の資料としましては、公表予定の現時点のものということでございますので、第5期の記載ぶりをそのまま転記しております。計数につきましても「〇%の抑制」という表現にしております。

記載内容につきましては、この段落全て未定稿ではございますけれども、一般管理費の節減に対する御意見につきましては他の項目と同様に、委員の皆様から御意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

31行目、2の調達合理化につきましては、第5期に引き続き、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」を踏まえまして、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施することとしており、前期から変更はございません。

38行目からの3、デジタルトランスフォーメーションの推進でございます。

こちらにつきましては、今回新しく項目を立てたものでございます。ITの進展や業務環境の変化、利用者ニーズを捉え、デジタル技術の利活用を促進させ、業務の効率化や新たな価値の実現につながるデジタルトランスフォーメーション、利活用する人間の立場に立ったデジタルトランスフォーメーションの推進を図ることとしております。

あわせて、森林機構が保有する成果やデータのデジタル化、蓄積、活用、適切な管理及び公開、必要な環境整備を図ることをしております。

第5期中長期目標の中では業務の電子化というものを挙げてございましたけれども、こちらの内容につきましてはこの項目に包含をしているところでございます。

続きまして、資料の3の4ページを御覧ください。先ほどの第4の業務運営の効率化に関する事項についてでございますが、4ページの表の下段になります。

一般管理費等の節減及び、次の5ページにあります調達の合理化の評価の視点及び評価指標につきましては、第5期を引き続き着実に実施することとしており、第5期から継続した評価の視点、評価指標を設定しております。

5ページ中段の3、デジタルトランスフォーメーション推進につきましては、新しく項目を立てたものでございます。

評価の視点としましては、真ん中の段にありますとおり、デジタルトランスフォーメーションの推進等により業務の効率化・高度化を図っているか。デジタルトランスフォーメーションの推進等により労働環境の改善及び利便性の向上に努めているか。保有する成果やデータのデジタル化、蓄積、連携、活用に向けた取組を推進しているかとしております。

その上で、評価指標として、業務の効率化・高度化の取組状況、保有する成果のデータのデジタル化、蓄積、連携、活用等の取組状況ということで設定をしております。

デジタルトランスフォーメーションの推進の中の評価指標でございますが、事前にお送りした資料の3が少し表現を変えてございます。御了承いただければと思います。

続きまして、また資料の2にお戻りください。

14ページの8行目でございます。第5の財務内容の改善に関する事項でございますが、こちらにつきましても、第5期に引き続き、第4の業務運営の効率化に関する事項を踏まえて中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行うとしており、各業務とも大きな変更はございません。

第5の中の一つ目、研究開発業務でございますが、独立行政法人会計基準等を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理を行い、一定の事業のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。

また、受託研究等の外部研究資金も含めた多様な財源の効果的な活用を図るとともに、受益者負担の適正化、特許実施料の獲得の拡大等により自己収入の確保に努めるほか、特許実施料の獲得など積極的かつ適切な対応を行うこととしております。

○諏訪整備課長

続きまして、同じく資料2の25行目のところ、水源林造成業務のところからでございます。

こちらにつきましては、長期借入金の確実な償還をやっていくということと、それに関連しまして、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表するというようにしております。

また続きまして、少し飛んでいただきまして、15ページ目の5行目に「特定中山間保全整備事業等」と書いております。こちらについても、長期借入金について確実に償還をしていくとしております。

なお、今申し上げました2項目の償還のところを「〇〇億円」というふうにしておりますが、この償還額についてはただいま計算中のため、恐縮ではございますが「〇〇」というふうにしておりますので、御理解いただければと思っております。

また、その下の8行目の保有資産の処分でございますが、こちらについては従来同様の記述でございますが、「特に」というところで、現時点で不要財産と認められる森林整備センターの成城宿舎がございますので、そちらについてはあらかじめ「特に」という形で記載させていただいているところでございます。

以上でございます。

○土居計画課長

続いて、1ページ前にお戻りいただきまして、14ページの30行目から森林保険業務についてでございます。

森林保険に係る積立金についてですが、ここにありますとおり、外部有識者などにより構成をされる統合的なリスク管理のための委員会において、その規模の妥当性の検証を行って、結果を農林水産大臣に報告するという事としております。その際に踏まえるべきこととして、ここに四つ、①から④に挙げておりますけれども、こういうことを示してございます。

また、15ページの1行目以降ですが、森林保険業務の安定的な運営のために、先ほどの第3の項目で制度の普及と加入促進の取組を御紹介しましたが、そこにおける加入促進活動によって保険料収入の安定確保を図ることを掲げてございます。

○松本研究指導課長

研究指導課長でございます。

今の第5の財務内容の改善に関する事項の評価の視点と評価指標でございますが、資料3の5ページを御覧ください。こちらにつきましては、第5期に引き続き着実に実施していくということで、第5期から継続した同じ内容の評価の視点と評価指標を設定しているところでございます。

続きまして、資料2の15ページの16行目を御覧ください。第6のその他業務運営に関する事項について御説明をいたします。

第6期につきましては、ガバナンスの強化の中に(1)として「機能強化の推進」という項目を新しく設けてございます。

森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成、森林保険という性質の異なる三つの業務を包括する森林機構が、社会課題の解決に向け法人全体としての能力を最大限発揮するためには、様々な専門性をする者が有機的につながり業務を遂行でき、また、研究開発、水源林造成、森林保険という異なるアプローチで法人としての使命・役割を果たしていくのができるという法人の強みをより一層強固なものとし、その責務を果たしていくのは重要でございます。このため、本部機能の強化や管理業務の集約化に向けた検討及び条件整備を進めるなど、機能強化を図ることとしております。

28行目、(2)内部統制の充実・強化及び39行目の(3)コンプライアンスの推進につつま

しては、記載のとおりでございます。第5期に引き続き、着実に実施していくこととしております。内容の変更はございません。

16ページの6行目でございます。（4）の研究セキュリティ・インテグリティの確保につきましては、第6期に新しく設置した項目でございます。

オープンサイエンスに対応し、研究の信頼性と安全性の確保を確実なものとするため、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」等の政府方針に基づき、整備した規程類を確実に運用するとともに、必要に応じて規程の制定や改定を行い、研究セキュリティ・インテグリティの実効的な取組を推進するとしているところでございます。

13行目からの（5）情報公開の推進、（6）情報セキュリティ対策の強化、（7）環境対策・安全管理の推進につきましては、記載のとおり、第5期に引き続き、着実に推進することとしております。

続きまして、17ページの1行目を御覧ください。2の施設及び設備に関する事項でございます。こちらにつきましても記載のとおりでございます。第5期に引き続き、着実に実施することとしております。

10行目、3、人材の確保・育成について御説明をいたします。

（1）の人材の確保・育成につきましては、法人全体の機能強化に資する人材の育成、特に研究分野では、若手、異業種・異分野などの多様な研究者や研究活動を支える人材等の確保・育成を図ることとしております。

また、職員については国、民間企業、団体等との交流、研究職員については大学等との連携を深めるとともに、テニュアトラック型の採用等を推進し、必要な人材を育成しつつ確保を図るとしております。

なお、第5期におきましては業務ごとに人材の確保・育成の目標を定めておりましたが、第6期につきましては、業務を分けず、森林機構として目標を一本化しております。

25行目、（2）人事評価システムの適切な運用、それから（3）の役職員の給与水準等につきましては、記載のとおりでございます。第5期に引き続き、着実に推進していくこととしております。

38行目からの4、ダイバーシティの推進につきましては、第5期中長期目標期間に法人内で醸成された機運及び成果が法人の強みとなるよう、第6期中長期目標期間においても取組を緩めることなく、多様な人材活用促進への取組、仕事と生活の調和の促進、多様なキャリア形成等に関する支援、地域社会及び関係機関との連携等、引き続きダイバーシティを推進すること

としております。

18ページを御覧ください。

4行目からになりますが、5の広報活動の推進につきましては、林業・木材産業の持続的な発展や森林の多面的機能の維持増進の重要性、森林機構の使命・役割に対する幅広い世代の国民の理解の醸成を図るため、多様な広報媒体を効果的に活用した情報発信や専門家の派遣など、戦略的な広報活動の展開を図ることとしております。

これら第6のその他業務運営に関する事項に関する評価の視点等でございますが、資料3の6ページになります。御覧ください。

中段からになりますが、まず1点目、ガバナンスの強化のうち、中長期目標において新しく設置しました(1)機能強化の推進についてでございますが、評価の視点の一つ目として、本部機能の強化や管理業務の集約化に向けた検討、条件整備が進められているか。また、その評価指標として、本部機能の強化や管理業務の集約化に向けた検討、条件整備の取組状況というものを設定しております。

(2)の内部統制の充実・強化及び(3)コンプライアンスの評価の視点と評価指標につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。第5期に引き続き、着実に実施していくというようにしております。

(4)の、こちらにも新設した項目になります、研究セキュリティ・インテグリティの確保でございますが、評価の視点4ということで、研究セキュリティ・インテグリティの確保に関する取組が適切に行われているか。評価指標として、研究セキュリティ・インテグリティの確保のための取組状況というものを設定しております。

(5)情報公開の推進、(6)情報セキュリティ体制の強化、(7)環境対策・安全管理の推進につきましても、評価の視点と評価指標につきましては記載しているとおりでございます。第5期に引き続き着実に実施をしていくことということで、第5期から継続した同様の評価の視点、評価指標を設定しております。

次に、7ページ中段からになりますが、2の施設及び設備に関する計画の評価の視点、評価指標につきましても、第5期から継続したものを設定しているところでございます。

3の人材の確保・育成につきましては、(1)人材の確保・育成、(2)人事評価システムの適切な運用、(3)役職員の給与水準等につきましては記載のとおり、第5期に引き続き着実に実施するというように、同様の評価の視点、評価指標を設定しているところでございます。

同じく、8ページの1段目がダイバーシティの推進でございます。こちらについても、第5

期から継続した評価の視点と指標を設定しております。

最後の部分になりますけれども、5の広報活動の推進でございますが、こちらも第5期から引き続き同様の評価の視点を設定しておりますけれども、評価指標につきましては、記載にありますとおり、ウェブサイト等による発信数とウェブサイトのアクセス数というものを、第5期では同じ項目に入れておりましたが、それぞれ別の評価の指標ということで、二つの部分に分けております。

資料の説明は以上になりますが、資料2の末尾に横向きのポンチ絵、2種類付けてございます。国立研究開発法人森林研究・整備機構に係る政策体系図と、次のページに国立研究開発法人森林研究・整備機構の使命等と目標の関係という資料も付けております。

以上で資料2及び資料3の説明となります。どうぞよろしく願いいたします。

○丹下部会長

ありがとうございました。

ただいまの御説明に対しまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

お願いいたします。

○恒次委員

恒次です。

御説明いただきましてありがとうございました。詳細に御説明いただいて、すごくよく分かりました。ありがとうございます。

幾つかお伺いしたい点というか、気づいた点を申し上げたいことがあるんですけども、主に研究開発のところなんです。

まず最初に、資料2の7ページのところですか。いきなり個別のことで申し訳ないんですけども、このAのところなんですけれども、国民のニーズに応えるというところかというと、最近、熊対策ですとか、あとナラ枯れとか、そういういろいろな問題があると思うんですけども、そこら辺が読み取れないような気がして。Aの2のところに「森林生物」とか書いてあるんですけども、その辺のニーズに応えるところをもう少し強く押し出さなくていいかというのが1点目です。

続けてよろしいですか。

それからあとは、8ページ目なんですけれども、8ページ目の13行目のところ、「厳しい地形条件などに起因する」というところで、令和4年7月に林業イノベーション現場実装推進プログラムがアップデートされたってあるんですけれども、この書きぶりのこの位置付けがよく分からなくて。これ、何か法人をめぐる状況みたいなことがここに書いてあるのか。何かその戦略課題とのつながりがよく分からなかったの、そこをお願い、お教えいただければと思います。

それから次、木材のところなんですけれども、9ページのBの3のところの22行目なんですけれども、「A I等を活用し、木質特性の非破壊評価技術を高度化する」と書いてあるんですけれども、この「木質特性」というのは何のことを指していらっしゃるのかというのを教えてください。重要度が、この中身が分からないとはっきりしないのではないかというふうに思っています、お伺いする次第です。

あと二つあるんですけれども、

10ページ目なんですけれども、8行目のところで、「木の酒」を結構特出しされていると思うんですけれども、私の理解では、この研究開発の目的とか目標は「木の酒」を売っていくことではなくて、森林資源の高付加価値利用の開発というのがまずあって、その一環として食品に使えないかという話があって、その先陣を切ってというか、一例としてというか、それで「木の酒」というのを今開発されていて、そこで技術開発のノウハウですとか、それを食品化する法令のハードルにチャレンジするとか、そういう位置付けでノウハウを蓄積されていると思うんですけれども、そういうことが読み取れ、「木の酒」そのものが目的というふうにじゃないような、研究開発っぽい書き方をもう少ししていただくといいのかなと思いました。

最後に、評価軸の方なんですけれども、評価軸の一番最初のところで、資料3の1ページ目の評価指標の2-1のモニタリング指標の一番最初に、行政との連携の指標とモニタリング指標として、研究調整会議等の件数という指標があるんですけれども、これは会議が多ければ多いほどいいというふうにみなすということなのか。そうだとすると、業務の効率化ですとか、やっぱり必要十分な会議で最大の成果を出すというのが流れなのかなと思いますので、この辺の意図を教えてください。

長く失礼しました。ありがとうございます。

○丹下部会長

ありがとうございます。

一応5点かと思いますが、それぞれ御回答いただけますでしょうか。

○都築主席研究企画官

研究指導課の都築でございます。

まず、熊対策・ナラ枯れについてはB2の方で、Bの重点課題の方で、B2としての戦略課題、森林病虫獣害防除技術、この中に、個別に明記はしていませんが、取り組んでほしいという目標案になっております。

また、2点目の現場イノベーションについてですが、これ、林野庁の方で策定しまして、これを踏まえた形で機械化の推進等を行ってほしいという意味での記載にしております。

3点目の木質特性、すみません、誤字だと思います。木材特性についてA1等を使って解析をするという記述であったと思います。確認したいと思います。

○恒次委員

その特性というのが何のことかですね。それをお聞きしたい。

○都築主席研究企画官

材質ですとか、含水率ですとか、ヤング率ですとか、そういった特徴を非破壊で把握するという狙いです。

○恒次委員

複数のいろいろな指標をそういうふうに測ると。

○都築主席研究企画官

はい。

○恒次委員

分かりました。何か個別のものをおっしゃっているのかなと思いました。

○都築主席研究企画官

そうですね、はい。

○恒次委員

分かりました。

○都築主席研究企画官

分かりにくい表現で申し訳なかったです。

「木の酒」については、書きぶりについて工夫をしたいと思いますが、あえて特出し感は出ておりますが、もちろん「木の酒」そのものだけというよりも、恒次委員から御指摘ありましたように、その技術を使って山村振興に資するような木質資源を有効に使っていききたいという狙いがございます。

○寺本研究指導課課長補佐

評価指標の方につきましては、細かい話ですので、事務局の方から御説明をしたいと思えます。よろしいでしょうか。

こちらにつきましては、「取組及び成果は行政施策等へ貢献し、社会問題解決を支える科学的エビデンスの提供と社会関係に取り組んでいるか。」という評価軸の評価指標でございます。ここで言う調整会議というのは機構が開催しているものではなく、省庁等からの要請に応じていただいている会議であり、件数としているところでございます。

○恒次委員

つまり、要望の多さみたいな指標になっているということ。

○寺本研究指導課課長補佐

そうです。

○恒次委員

分かりました。ありがとうございます。

○丹下部会長

ほかに何かございますでしょうか。どうですか。

三田委員、お願いします。

○三田専門委員

三田と申します。よろしく申し上げます。

質問というよりは、少し意見になると思うんですけども、資料2のところ、6ページには重要課題としてA、B、Cが挙がっております。

これ、前回と比較しますと、Aのところでは環境変動対策の高度化というところが前回よりは少し突っ込んだような書き方になっていまして、これはある程度前回で分かってきて、いよいよもう対策の方に行くのかなって、こういうニュアンスで受け取ってよろしいのかなということなんです。

それから、Bの方で、先ほどのお話で、熊はBの方に入るという話がありました。何となくこのBの2、9ページのところは、獣害に対応。特定に熊って出さなくてもいいと思うんですけども、さらっと書き過ぎなのかなとは思っております。

前回のところから、重要課題で「山村振興に資する」というところが削られております。具体的などころでは詳しく書いていただいていると思うんですけども、よく考えてみると、林業は栄えているんだけど山とか地域が駄目になっているパターンというのは結構見られるわけですよね。ですから、産業と、林業という産業の発展と山村の活性化や振興はまた違うというところを深めていただければと思います。

熊のこともやっぱり、まちというエリアと山というエリアの関係とか、アメリカの外圧で大店法の改正などもあって郊外化を広げてきて、結構すかすかのまちが広がってきたということなんかとも関係があるような感じはしております。前回の会議でも赤尾先生の指摘がありましたけれども、8ページにありますように、人文・社会科学的な研究も推進するということを加えていただいて、有難いなと思っております。

あと、デジタルトランスフォーメーションのことも書いていますけれども、今のところは、山村振興のことも含めて、どちらかというと、そのデータを中央の方が管理しやすいような形で今は進んでいるのかなという感じがしました。ここら辺はもう少し突っ込んでいただければと思いました。よろしく申し上げます。

○丹下部会長

ありがとうございます。

林野庁側から何かコメントありますか。いかがですか。

○都築主席研究企画官

御意見ありがとうございます。

まず、1のAに関しては、前回よりも高度化させたいという、高度化してほしいという願いを込めて目標案とさせていただいております。

それから、山村振興につきましては、Bの課題のみならず、Aの森林の多面的機能の発揮と、それから林木育種も、A、B、C全ての重点領域に関係しているのではないかと思いますし、B1の方で山村振興の課題は戦略課題として、森林資源の持続的利用と山村の活性化のための研究開発として特出し、特出しという課題化をして提案、目標案として挙げさせていただいております。御指摘のとおりいろいろ、林業だけではなくて、例えばウェルビーイングのもたらし効果の解明を進める中で、何か山村に貢献できないかというような提案もしてございます。

あとは、頂戴した御意見を踏まえて、必要があれば修正ということになりますが、計画の方でもう少し、計画を機構が立てる際にはそういった面が反映していただければというふうに思っております。

○松本研究指導課長

研究指導課長でございます。

デジタルトランスフォーメーションの御意見いただきました。資料の14ページに少し書いておりますが、データの管理が中央一括がいいのではというところでございます。目的としては、しっかりデータがデジタル化されて、きちっと蓄積・管理され、それが利用されるということだと思います。どういう方式が最もいいのかというのは、現行の機構の体制ですとか設備ですとか、また、保有するデータ、、、どうの方が利用されるかということと相まって、引き続き検討いただければと考えておまして、目標の中では必要な環境整備を図るということで記載させていただいているところでございます。

○丹下部会長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

デジタルトランスフォーメーションに関しては、森林・林業・木材産業のデジタルトランス

フォーメーションというような用語と、あと業務のデジタルトランスフォーメーションと、二つの箇所に出てきているので、研究としての分野でやることと、あと業務として、その研究成果を業務として扱ってオープンデータにするとか、何か少し、そこら辺の重なる部分と別の部分が混ざってしまっているかなと思うところがあります。

○松本研究指導課長

御意見ありがとうございます。

まず、部会長がおっしゃるとおり、両方進めていくべきものでございますので、分かりやすい形で表現を工夫して記載したいと思います。ありがとうございます。

○丹下部会長

あと、山村の人文・社会科学研究に関して、いかがですか。

○赤尾臨時委員

次の第6期の森林研究・整備機構の発展というのは、大変期待しております。

特に研究面でいうと、気候変動の問題にしても生物多様性の問題にしても、森林というのは鍵になる部分でありますので、この部分での研究というのは非常に重要であるというふうに思っています。研究者の立場あるいは機構の経営上の立場からしても、大きな研究プロジェクトを取ろうというふうなことがあるかと思うんですけれども、そこではやはり文理融合というのをテーマにしないとなかなか取れないというところがありますので、そういう点でも人社系の研究というのは重要じゃないかなと思っているところです。

それに敷衍させていただきますと、今いろんな分野の人が多分森林に注目されているんですね、研究者が。ですので、その辺の各大学その他研究機関との連携というのを第6期にも更に強めて行っていただきたいし、国際的な連携の中で、今もそうですけれども、機構の国際的プレゼンスを是非とも高めていただきたいなというふうに思っているところです。

すみません、人文に関してそれぐらいなんですけれども。

あと、水源林、森林整備も、これも僕は分収林制度というのは非常に重要な制度だと思っていて、いつも繰り返して言っているんですけれども、それはなぜかっていうと、森林所有者だけでは私的な利益しか入ってこないわけですけど、社会的には森林整備することの利益は大きいわけなんですよね。その社会的な利益を森林所有者に還元して、それをインセンティブにし

て森林所有者に森林整備していただくというふうな制度の一つとして、分収林制度、すごく重要でいい制度です。

一方で、都道府県の旧林業公社なんかもそうですけれども、多額の借入金が発生して大変な経営の中で、そんなことを考えている余裕がないみたいなのところもあると思うんですね。

ただ、本来物すごくいい制度だし、是非とも機構の中で、そうした一つの見本というか、森林整備を進めていって、先ほどの地域への貢献という話もあったと思うんですけれども、その中に、現在ある森林整備法人であったり、あるいは県の中に吸収されたところも含めて、そういうところに何か、お手本というのは変ですけれども、貢献できるところあればいいなというふうには思っているところです。

あと、森林保険も、自然災害が気候変動の関係で物すごく激甚化することは予想されているということで、これもいや増して重要な課題であるというふうに思っているんですね。

ということで、この三つのセクションというんですかね、それぞれ、次の期もすごく重要だと思っていて、そうすると、いわゆる事務経費というのもすごく掛かることになってくるだろうというふうに思うんです。発展する限りは、いろんなところでお金が掛かって当然なんですね。そういうところで一般経費の節減という話があるんですけれども、そのところをどう考えていくべきかというのは、やっぱり考えてみていいんじゃないかと。完全にその経費を切り離して、コストを下げていくみたいなことが果たしてできるのかということはあるかなと思っています。

特に、今般インフレが現実のものとなって、もともと日銀は2%のインフレターゲットを目指していたわけで、その2%に乗ってくるわけなんですけれども、これまではほとんどゼロで、低金利で来ていて、この数年上がってきたわけですね。それまでは、実質金利で考えなくても、名目金利で考えなくても、そんな変わらなかったわけなんですけれども、今後はやっぱり、2%上がっていくんだったら何もしなくても2%増えてしまうわけですね。だから、何もしなくても、2%削減しないとゼロシーリングすら守れないという状況があると思います。それを、発展するような、あるいは期待されているような組織に対して、一律的ともいえる節減目標の設定はいかがなものかと言ったら言い過ぎかもしれませんが、その辺は考えてもらった方がいいんじゃないかなというふうには思っているところです。

すみません、長くなりましたが。

○丹下部会長

ありがとうございます。

削減目標、まだ「〇」のところでありませけれども、確かに物価スライド的なものも踏まえると、なかなか一定比率を下げ続けるというのは少し無理があるだろうということかと思いません。

経費の削減としては、先ほどのデジタルトランスフォーメーションのような形で、人手を減らしていくというのが一つの方策かと思うんですが、ただ、それに加えてコンプライアンスであるとか研究のインテグリティであるとか、いろんな様々なプラスアルファの業務が増えてくる中で、仕事が減っているのかな、減らせているのかなというのがありますので、その辺も踏まえて、省庁としては、研究開発法人の方に対する予算措置というものは適切にしていると有り難いなというふうに思います。

この点について、いかがですか。

○川田臨時委員

会計士の川田でございます。御説明ありがとうございます。

まさに今、丹下会長、赤尾先生のおっしゃられたとおり、一般管理費の削減・節減というのは、もう本当おっしゃるとおりだなというふうには思っておりますが、日頃から、効率的にいかに行っていくのかということを経験から意識する、この点は当然必要かなとは思っておりますが、昨今の物価、まさにおっしゃっていただいた物価高でございますとか、DXを始めとした政策的な投資をかけていくということであれば、様々な課題対応ですとか、持続的な研究開発、業務運営をする上で、一般管理費というの必要なものはかかってくるのではないかと考えております。なかなか難しいのですが、いま申し上げた視点を踏まえた上で、メリハリのあるような計画策定をしていただくことを期待するというので、すみません、何の解決策もないんですけども、意見ということで御報告をさせていただきます。

あと、私の方から2点、少し御意見をさせていただきたいと思えます。

1点目がDXでございます。

DXに関しましては、13ページに記載をしていただいたとおりの効果が期待される場所ではございますけれども、一方で課題として、これも一般的に言われておりますのが、セキュリティ管理、それから人材育成という面でございます。

特に、クラウド化して広範に情報を共有していかうということになりますと、必要に応じてセキュリティの対策というのが重要になってまいります。昨今、民間の会社様でもかなり大き

な事件もあったということもございますので、現状のセキュリティ対策に関しては、16ページの方で御記載いただいているとおり、政府の統一基準に従った対応をするということと、(6)で、情報セキュリティの強化ということで記載していただいております。個人情報を保護するというのは当然のことではございますけれども、研究に関わる機密情報を保護するという面でも、こうした情報セキュリティ対策に関してはより徹底した対策をとということで、目標の項目に少し加えていただいてもよいのかなというふうに思いましたので、御指摘させていただきました。

もう1点、人材育成という、DXの課題ですね。AI人材、ビッグデータをデータ解析するような人材は、日本国内ではなかなか人材が少ないと言われておりまして、取り合いというような状況になっております。こうした方を内部で育成するのか、外部から登用するのかというところもあると思いますが、17ページに書いていただいております人材育成に関しては、主に本業の研究者ですとか、そういった方を中心に御記載いただいていると思いますけれども、DXをここまで研究分野・業務分野の方に活用していくと記載していただいておりますので、こうした人材の確保というところをもう少し踏み込んで書いていただいてもよいのかなと思ひまして、意見させていただきました。

あと1点、細かいところで恐縮ですが、資料3の評価の視点の財務のところ、5ページになりますけれども、ここは事務局の方での御対応かなというふうには思っておりますけれども、研究開発業務の視点のところ、業務達成基準の導入、セグメント管理の強化に応じた会計処理の方法が適切に定められているか、と御記載いただいております。それに従って運用されているかということで、会計基準に大きな変更があればこの定めを変更しなければならないかという視点は当然必要ではございますが、大きな改訂がなければこの適切に定められているかという整備の話はもう決まっていることではございますので、どちらかという、基準に従って運用されているかどうか、あとは、業務に応じて適宜に見直しが必要かどうかの検討がされているかどうかといったような視点に少し変えていただいてもよいのかなと思ひましたので、意見させていただきました。

以上です。

○丹下部会長

ありがとうございます。

現状、何かございますか。

○松本研究指導課長

研究指導課長でございます。御意見ありがとうございます。

まず、経費の関係でございますが、この中長期目標の作成過程、これから、総務省、財務省に説明していきます。引き続き、業務をするために必要な経費は何か、国民の皆様から見て行政に関係する機関として効率化していくものは何かということをご説明した上で、必要な計画を立てることができるように取り組んでまいりたいと思っております。

DXの関係でございます。

セキュリティの関係、個人情報の管理も含めてということをご意見いただきました。書きぶりを考えたいと思います。

一方、DXの人材につきましては、今、委員から頂いたとおり、国全体として本当に人がいないというところがございます。参考資料1に総務省の独立行政法人評価制度委員会からの留意事項があるのですが、1枚目の各機構全般に対する留意事項の中、3パラ目の「特に」のところですが、DXの推進のための人材をしっかりと主務省庁も一緒に考えた方がいいといった提案も頂いています。ここで言われるほど難しい取組でございますが、目標に明記するのがいいかどうか、必要な視点であることは間違いないと思いますので、業務の運営の中ではしっかりやっていただきたいと思いますが、書き方については検討させていただきたいと思っております。

財務の評価の指標につきましては、御指摘のとおり、ルールを持っているか持っていないかというのは、持っていて当然でございますので、必要に応じて見直しされる体制があるかなど、より適切な形を考えたいと思っております。よろしく申し上げます。

○丹下部会長

ありがとうございます。

○寺本研究指導課課長補佐

1点説明の補足をさせていただきます。よろしく申し上げます。

DX人材につきましては、どのような表現で記載しているかといいますと、17ページの人材の確保・育成の6行目に、「研究活動を支える人材等の確保」ですとか、そこからさらに3行下がって、「各業務の特性に応じた高度な専門人材や管理能力を有する人材の確保・育成」と

いった表現で記載をしているところがございます。

○丹下部会長

ありがとうございます。

オンラインで出席いただいている委員の皆さん、何か御発言ありますか。

小杉委員、お願いいたします。

○小杉臨時委員

よろしくお願いします。

資料の2の7ページなんですけれども、7ページの3行目辺りから書かれていることが気になります。これに「2つの戦略課題を設定し」、次なんですけれども、「森林の多面的機能を物理化学的側面と生物多様性の側面から高度に発揮させることで」とあります。A1、A2の課題があると記載されているんですけれども、「森林の多面的機能を物理化学的側面」というのがA1に当たるというふうな位置付けで書かれていると思うんですが、これは的確な要約ではないかなと思います。森林の多面的機能というのは、物理的・化学的、それから生物的だけじゃなくて、地球科学的、それから社会的、いろんな多様な側面を包括しながらいろいろなふうに出発されるってということで、林野庁も8個の森林の多面的機能をしっかり設定している中で、それを要約するのに物理化学的側面というのは、うまく要約できていないのかなと思います。

それで、林野庁が出している多面的機能の中で、1番、生物多様性保全、これはよろしいですね。A2に対応していると思います。

A1に対応しているのは、2番の地球環境保全のうちの地球温暖化の緩和とか二酸化炭素吸収、それから3番の土砂災害防止機能・土壌保全機能のうちの災害対応、それから4番目の水源涵養機能、この中に水質浄化なども入っていますし、5番目の快適環境形成機能の中の汚染物質吸収とかそういうものが、原発対応の話なんかもここに入っていると思います。

そのほかにも、保健・レクリエーション機能、文化機能、物質生産機能も多面的機能の中に含まれていますので、しっかり林野庁の方で設定されているこれらの多面的機能のうちのどの部分をどういうふうに進めていくのか。

全般的に進めていくのであれば、この区分に従った課題設定というものがあって、しっかり対策、研究課題を進めていけるとと思いますので。せっかくあるものが何かふわふわとって、

よく分からない区分になって、どこをやるかよく分からないような形に書かれているのは気になりましたので。多面的機能についての科学的な評価というのは非常に重要なウエイトを占めることかと思しますので、少しその部分、A1の上の方の書きぶりと、それからA1の書きぶり、改訂を検討すればいいかなと思いました。

以上です。

○丹下部会長

ありがとうございます。

この点、いかがでしょうか。

○都築主席研究企画官

御指摘ありがとうございます。

書き方について、修正する方向で、検討させていただきたいと思います。

○丹下部会長

ありがとうございます。

小杉委員、ありがとうございました。

山崎委員はよろしいでしょうか。御発言ありますか。

退席されていますか。分かりました。

則定委員、お願いします。

○則定専門委員

則定でございます。御説明ありがとうございました。

幾つか細かい点と、大きめな話があるんですが、恐らく時間が押しているので、大きめのところだけお伺いしたいと思います。

一つは、やはり資料2の7ページのA1なんですけれども、A1の中で、重要度を高と位置付けているのが原子力災害関係の放射性物質の動態予測っていうところになっていきますけれども、もともと、この目標の最初の第1のところでの法人の置かれている状況といったところを読んでいくと、もっと温暖化の緩和あるいは温暖化の影響あるいは温室効果ガスへの森林の機能・寄与って、そういうところを書いている。書いていて、放射性物質の問題って非常に大き

くて、これから先も確かに重要ではあると思うんですけども、何か頭と中との対応が少しずれているような印象を受けております。第5期の方ですと、温暖化の緩和のところで重要度を高に位置付けているものがありますけれども、第6期でそれがなくなるっていうのが、一般から見た場合に、林野庁あるいは森林総合研究所がどういう方向に力を入れていくのかっていうときに、少し感覚のずれを感じるのじゃないかなというところが気になりました。

もう一つは、10ページ、11ページのCのところ、優良品種の普及に力を入れていくというのは分かるんですけども、そういうものを配布していったその後の現場での、実際にちゃんと優良品が発揮されているのかっていうところの、現場の検証というのはどこが責任を持っているのかというのが気になっております。

あとは運営の方なんですけれども、一般管理費の削減、そのあたりは先ほど既に述べられていたので繰り返しを避けますけれども、人材の確保のところ、17ページになりますが、3の(1)のところ、どういう人材をこれから採るかというところが、「若手、異業種・異分野などの多様な研究者」というふうに書かれていて、第5期には「国籍・性別を問わず」という言葉が入っていたわけですけども、これを削減したというところが、もう十分なんだということで、この先はその部分は強調しなくていいということなのか、この点、気になっております。国籍をどういうふうにしていくのがいいのかというのは難しいと思いますけれども、性別だけで考えた場合でも、現状が十分であるというところまでは恐らくまだいっていないだろうと思うんですね。そのような状況の中でその部分を落としているということについて、お考えをお伺いしたいなというふうに思いました。

以上でございます。

○丹下部会長

ありがとうございます。

お願いできますでしょうか。

○都築主席研究企画官

御意見ありがとうございます。

Aの重要度については、また検討をさせていただきたいと思います。

10と11ページ、現場の検証、配布した先の検証ということなんです、細かい話になりますが、今、委託プロジェクトというのが農林水産省でやっております、そこで林業採算

性マトリクスという課題があるんですけども、そこで一部検証をしていたり、進めているところでもあります。この目標案の中にはそういったことがしっかりと書かれていませんが、それは育種センターさん、森林総研で取り組んでいる課題ですので、一部、既に取り組んでいるということでもあります。

○寺本研究指導課課長補佐

少し補足をさせていただきます。

まず、検証につきまして、今申し上げた育種センター等の中でもやっておりますが、それ以外でも、例えばエリートツリーや、花粉症対策の苗木の開発普及などは、当機構の中には水源林造成業務においてモデル林を設置したりとかというようなことも取り組んでいる状況でございます。研究開発と実証のいっそうの連携を、次の第6期に目指していることを、申し添えます。

あと、もう一つ御指摘いただいた「人材」につきましては、「国籍や性別を問わず」とか「若手」とか「異業種」という表現の代わりに、「多様な」としているわけでございますが、これらは当然のこととして、より広げる表現の方が良いのではないかなというような議論の中でこのような書きぶりになったという経緯がございます。ただ、もっとこういうのを出す方がいいという御意見を頂けましたら検討させていただきます。

○則定専門委員

ありがとうございます。

例示をすると、されていないものが外される印象を受けると思うんですね。だから、その部分は表現を慎重に御検討いただけるといいかなと、人材については思います。

あとは、現場での検証という方についても、それをやるのであれば分かりやすく記載されていた方が、せつかくやっているのであれば、よりいいのではないかなというように思います。

ありがとうございます。

○松本研究指導課長

研究指導課長でございます。

7ページのAの1の【重要度：高】のしているものが原子力関係のみという点に御意見いただきました。ここに書いてある研究課題、すべからく重要であるというふうには思っております。

ます。ただ、この中で特にということで、今回、原子力関係を入れましたのは、まさに今、第3期の復興・創生期間がこれから始まっていく中で、特に帰還困難区域での森林の整備を再開していくためには、やはり科学的な根拠を持っているんなことを行っていく——森林施業にしても、住民への説明にしても——という意味では、国の政策の中でも特に重要なところで。加えて、森林に対するこうした研究は森林機構にしか知見がない中で、国全体の期待も高く特に重要ということを出すためにも、全ての課題が重要である中で更に一つ抜けているという認識で、ここに「高」というのを付けさせていただいたところです。

そのほか、もう一度検討させていただきますが、今回はこういう形にさせていただいております。

○則定専門委員

ありがとうございます。

○丹下部会長

よろしいですか。

先ほどの検証ですかね、育種は、機能強化の推進などにも絡んでくるんだということが分かるようになればスムーズかなと。それ以外にもいろいろ、研究開発業務などとして都道府県等とも一緒にやられていることもあると思います。

重点課題とか、困難は割と分かりやすいと思いますが、どれを重要にするかというところは、重点課題の中の戦略課題という位置付けなので、そこに出てくること自体が重要性が高いというのは共通していると理解しました。特に国の政策であるとか社会的なニーズにどう応えていくかというところが一つの課題になっていると思いますので、それに即した形で重要とか困難というものが対応してくるのかなと。

内部ではそういう理解でも、外の方が見たときに、そこを説明しないと分からないという状況であると、やはり誤解を招くというのは、則定委員からの御指摘のとおりだと思います。説明されれば何となく分かるということではなくて、中長期目標は公表し、誰もが見られる形になるので、分かりやすい表現・用語を用いるということは大事だと思っております。

全ての委員に御発言いただいたかと思えます。もう時間が10分近くオーバーしてしまっているので、よろしいでしょうか。

今回、原案に対しまして何点か、改善した方がいいという御指摘を頂きましたので、これに

については林野庁の方で改定案を作っていたいただきたいと思います。

本質的なところというよりは、どういう用語を用いるかということが主な改訂点であるかと思しますので、その点については私が林野庁の方と協議いたしまして判断させていただければと思しますので、部会長一任ということで、最終案についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。再度、委員にお諮りした方がよろしければ、御発言、その旨言っていただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

大きな目標の設定の枠組みについては異論がないというところで、それぞれについての細かい、用語で適切に伝わるようなものであるとかについては、少し今後協議させていただければと思えます。よろしく願いいたします。

事務局からこの点について、よろしいでしょうか。

○寺本研究指導課課長補佐

ありがとうございます。

それでは、本日御審議いただきました目標案につきましては、この後、改定案を林野庁の方で作成いたしまして、部会長と御協議をさせていただきまして作成の上、お諮りし、答申を頂ければと思えます。そして、その答申を頂いた後に、独立行政法人通則法に基づきまして、総務省独立行政法人評価制度委員会への諮問や財務大臣との協議を経て、最終的に決定することとなります。他省庁との協議の過程で加筆修正等の可能性もございます。その加筆修正を行いました場合は御報告をさせていただくという形とさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

○丹下部会長

承知いたしました。よろしく願いいたします。

それでは、事務局の方に戻します。

委員の皆様、活発な御審議をいただき、ありがとうございました。

○寺本研究指導課課長補佐

それでは、事務局より、今後の予定について御連絡いたします。

次回の中期計画案に関する林野部会につきましては、目標案の協議状況によりませんが、おおむね2月の下旬頃に書面により開催させていただく方向で予定しております。改めて御連絡

させていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、御多用の中、本日の御審議誠にありがとうございました。本日の審議はこれで終了となります。

以上です。ありがとうございました。

午後3時12分 閉会